廃校舎の利活用についての提言



令和2年12月24日 宮 古 市 議 会

目 次

	はじめに	1
1	市内廃校舎の現地調査の概要	2
2	先進地視察	5
3	廃校舎の現状と利活用の課題	9
4	廃校舎の利活用についての提言	10
5	廃校舎の利活用によるメリット	—13
6	資料	14

はじめに

人口減少、少子化により学校の統廃合が進み廃校舎が増えその利活用が大きな課題 となっています。

学校は単なる教育施設ではなく、子どもを中心とした保護者、住民、行政の地域コミュニティの拠点であると共に、明治以降100年以上にわたり地域人口、雇用、産業経済と一体の存在でありました。

廃校舎の増加は農漁村及び中山間地域から増え、その進行は市街地、中心部にも及んできています。都市部への若者の流出を止め、産業を振興し、企業が立地し雇用が生まれ、若者が生まれ育った地域に定住し、結婚し、安心して子育てが出来る環境を再生することは不可能ともいえる大変厳しい現状であることは認識しつつも、まち全体が元気になるためには地域の拠点であった学校施設(廃校舎)を活用し活性化に取り組まなければなりません。

宮古市の廃校舎の現状は、避難所、倉庫、道の駅、生涯学習施設、高齢者施設として一部利活用されていますが、多くは校地全体も含め利活用されておりません。

全国的に廃校舎が増加し、利活用が課題として行政が危機感を持って積極的に地域住民、民間企業等と連携し進んでいる事例も多く出てきています。

国においても文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げているほか、 他省庁においても十分とは言えませんが補助制度で支援する体制を打ち出していま す。宮古市でも昨年6月に「みんなの廃校プロジェクト」に登録しましたが、一向に 利活用は進んでいません。地方創生が叫ばれる中にあって、その核となる「地方創生」 により積極的に取り組む必要があると考えます。

そこで、総務常任委員会では利活用の募集を行っている市内廃校舎等の現地調査や 先進地視察を行うなど調査研究を行いました。その結果をまとめましたので、提言し ます。

1 市内廃校舎の現地調査の概要

令和元年8月22日に、市内廃校舎で利活用の募集を行っている旧川井西小学校、旧江繋小学校、旧茂市小学校、旧和井内小学校、旧墓目中学校の5校のほかに、旧門馬小学校、旧田老第三小学校の現地視察を行った。

- 旧川井西小学校(川井第4地割8番地)
 - 平成27年3月閉校
 - 普通財産

〔土地〕面積 13,021.00 ㎡

〔建物〕校舎:昭和61年建築

鉄筋コンクリート3階建

延床面積 1,897.12 ㎡

体育館:昭和61年建築

鉄骨造

面積 825.00 ㎡

※高圧受電設備の改修が必要



旧川井西小学校音楽室

地域づくり委員会が体育館を使用している程度であり、令和元年6月から「みんなの廃校プロジェクト」等で利活用者の募集を行っているが、募集者がいない。

- 旧江繋小学校(江繋第12地割8番地1)
 - 平成27年3月閉校
 - 普诵財産

〔土地〕面積 9,980.00 ㎡

〔建物〕校舎:昭和53年建築

鉄筋コンクリート2階建

延床面積 1,452.10 ㎡

体育館:昭和53年建築

鉄骨造

面積 608,00 ㎡

※体育館の鉄骨がさびている



旧江繋小学校理科室

地域のイベント「収穫祭」で体育館を使用する程度であり、令和元年6月から「みんなの廃校プロジェクト」等で利用者の募集を行っているが、募集者がいない。

- 旧茂市小学校(茂市第3地割80番地1)
 - 平成28年3月閉校
 - 普通財産

〔土地〕面積 10,552.00 ㎡

〔建物〕校舎:平成元年建築

鉄筋コンクリート2階建

延床面積 1,769.96 ㎡

体育館:昭和46年建築

鉄骨造

面積 449.33 ㎡

※体育館は民間企業の倉庫として 貸している



旧茂市小学校校舎

令和元年6月から「みんなの廃校プロジェクト」等で利用者の募集を行っているが、募集者がいない。

- 旧和井内小学校(和井内第11地割2番地)
 - 平成28年3月閉校
 - 普通財産

〔土地〕面積 15,438.00 ㎡

〔建物〕校舎:昭和44年建築

鉄筋コンクリート

一部木造2階建

延床面積 1,243,63 ㎡

体育館:昭和45年建築

鉄骨造一部木造

面積 477.08 ㎡

※校庭は地域に貸し出し、グランド ゴルフ等に使用している



旧和井内小学校調理室

令和元年6月から「みんなの廃校プロジェクト」等で利用者の募集を行っているが、募集者がいない。

- 旧蟇目中学校(蟇目第6地割133番地)
 - 平成28年3月閉校
 - 普通財産

[土地] 面積 900.00 m² (体育館部分)

〔建物〕校舎:昭和59年建築

鉄筋コンクリート2階建

延床面積 1,630.6 m²

体育館:昭和62年建築

鉄骨造

面積 853.81 ㎡

※校舎は文化課で使用。

体育館部分のみのため駐車場の スペースが確保できない。



旧蟇目中学校体育館

令和元年6月から「みんなの廃校プロジェクト」等で利用者の募集を行っているが、募集者がいない。

- 旧門馬小学校(区界第4地割148番地1)
 - ・平成29年3月に閉校
 - 行政財産

〔土地〕面積 25, 157. 34 ㎡

[建物] 校舎:昭和60年建築

鉄筋コンクリート3階建

延床而積 2,020,20 ㎡

体育館:昭和63年建築

鉄骨造

面積 744.20 ㎡

※体育館は避難所として使用



旧門馬小学校多目的スペース

- 旧田老第三小学校(田老字星山54番地)
 - ・平成31年3月に閉校
 - 行政財産

〔土地〕面積 7,640.00 ㎡

〔建物〕校舎:平成9年建築

木造2階建

延床面積 1,428.18 ㎡

体育館:平成9年建築

鉄骨造

面積 777.42 ㎡

※体育館は避難所として使用



旧田老第三小学校多目的ホール

体育館を地域に貸し出しを行っているが、利用実績はまだない。

2 先進地視察

令和2年1月23日に徳島県三好市、令和2年1月24日に東京都奥多摩町を訪問し、「休廃校舎の利活用について」の取り組みについて研修視察を行った。

■ 徳島県三好市

1 休廃校の現状について

休廃校26校のうち、民間が実施する 事業として活用されている学校は8校、 行政が利用目的で持った施設として活用 している学校は6校、今後活用を検討す る学校は13校で、約半数が具体的な活 用目的をもっていない。

また、耐震基準への適合状況は、8校 が校舎・体育館とも基準を満たし、12 校が校舎・体育館のいずれかが満たし、 7校がどちらも満たしていない状況にある。



令和2年1月23日徳島県三好市 シモノロパーマメント(カフェ)

2 休廃校活用に向けた取り組み

児童数の減少による休校数の増加や、地域活動の低下が課題となり、当時の市 長のマニフェスト(平成22年)に休廃校の活用の推進が掲げられた。

平成24年4月から休廃校の活用事業を推進するために地域振興課(当時)に 職員1名が増員され、休廃校活用に向けた制度や仕組みづくりにとりかかる。

- ① 休廃校等の活用に関する基本方針の策定等
- ・活用基本方針、募集要項の策定 (活用に関する基本方針及び募集要項等の仕組みづくり)

「活動に関する基本指針(活用に関する基準※主なもの)]

貸付を原則、休廃校等は現況有姿で貸付、貸付施設における光熱水費・維持管理費等は活用主体が負担、改修費用は原則活用主体の負担、施設の活用事業を中止する場合は現状復帰、学校は地域コミュニティの拠点であることから地域の理解が得られる活動に努める、現状の投票所・避難所等として利用されている機能は引き継ぎ確保されるよう努める

- 休廃校等活用推進委員会の設置
 - (応募事業者の選定、採択。基本方針の見直し、事業推進状況調査等)
- ・地域意見交換及び説明会 (各小学校区で意見交換会や活用事業の公募前後の説明会の実施)
- ② 視察ツアー受け入れ(サテライトオフィス誘致事業) 市内の空旅館・休廃校等を案内、また、観光・文化・自然など三好市を体感してもらう。

平成25年度は12回(28社)、平成26年度は3回(23社)実施

③ 活用アイディアの募集

市のホームページによる活用事業者の公募、文部科学省「廃校プロジェクト」への掲載によるアイディアの募集(平成24年8月~) 応募件数59件

- 3 本事業の成果、課題と今後の展開
- (1) 成果 (平成29年度末)
 - · 応募総数18件 選定事業13件
 - •雇用者約29名
 - ·移住者約10名

(2)課題

- ・施設の老朽化に伴い、利活用や維持 管理費に一定の投資・費用が必要
- ・建築年度が古く、耐震基準を満たしていない建物がある



令和 2 年 1 月 2 3 日 シモノロパーマメント (保育施設)

- ・学校、施設、地域ごとに実情が異なる
- ・休廃校等を活用するアイディアを自ら創出し実現することができる地域が限られる

(3) 今後の展開

- ・活用校の検討 維持管理見込額の把握や立地環境の考慮
- 施設廃止校 公共施設等総合管理計画策定に基づく撤去

4 休廃校利用事業者について

・旧太刀野山小学校 福祉事業、コミュニティカフェ(県内の株式会社) ・旧西宇小学校 介護予防事業、サロン(市内の社会福祉法人)

・旧西山小学校 デイサービス、介護予防事業、コミュニティカフェ (県外の団体)

・旧河内小学校 菓子、ジャム加工(県外の株式会社)

・旧佐野小学校 物流センター (県外の株式会社)

・旧有瀬小学校 食品加工、民泊*(市内の団体)*民泊は過疎債使用

・旧出会小学校 デザイン事務所、カフェ(県外の株式会社)

・旧野呂内小学校 乾燥野菜加工施設(市内の団体)

・旧下野呂内小学校* カフェ、保育施設等(県外の株式会社)

※休廃校は無償貸付が基本。下野呂内小学校は、有償貸付である。学校整備は補助金で建設しており、適化法が適用になる期間は無償貸付し、適化法が外れた下野呂内小学校は有償貸付としている。

■ 東京都奥多摩町『奥多摩日本語学校について』

(1) 日本語学校の設置経過

平成27年3月末に古里(こり)中学校が閉校となり、廃校舎利活用に向けた庁内プロジェクトチーム等を設置。

平成28年1月22日~2月26 日間で活用への住民意見を募集した。

また、活用事業申請があった事業者(5事業者のうち4事業者)から、

平成28年3月4日に奥多摩町旧古里 中学校校舎等活用事業選定委員会のな かでプレゼンテーションを実施し、



令和2年1月24日東京都奥多摩町役場

その中から、㈱JELLYFISH(ジェリーフィッシュ)に決定。㈱JELLYFISHは、外国人留学生の日本語教育とITエンジニア養成を目的とした『奥多摩日本語学校プロジェクト』を提案し、町と平成28年7月14日~令和18年7月31日まで20年間の契約を締結し、平成29年10月に法務省の告示を経て開校した。

(2) 町とJELLYFISHとの契約内容

- ・賃貸借範囲:旧古里中学校用地のうち主に校舎を活用 (体育館、運動場、テニスコート、プールを除く)
- ・賃借料:平成28年9月30日までは無償としていたが、平成28年10月1日以降は 中学校建設に係る国庫補助金の返還金分相当額としている。なお、補助金返還分は賃借料を積立てして充用。

(3) 日本語学校設立準備の経過と学生の受入れ

- ① 法務省の実地調査(平成28年11月25日)学校運営方針、経営方針、経済的基盤、学則、学生アルバイト管理の方法などの申請書類内容の確認と施設・設備の調査
- ② 文部科学省ヒアリング(平成29年1月20日) 日本語教育の教育方針、カリキュラム、担当スタッフ、日本語教師の資質、学生への就職のサポート方法など。
- ③ 校舎の改修等

開校(平成29年10月)に向け、平成29年5月から改修工事に着工。 校舎用途 1階:IT企業

2階:学生寮、職員室、事務室

3階:教室、進路指導室

④ 学生の受入れ

平成29年10月入学の第1期生は30名弱の見込みであったが、実際は10名。ベトナム1名、フィリピン3名、インドネシア6名)

2018年 4 月:2期生6名を受入れ 2018年10月:3期生5名を受入れ

(4) 日本語学校の運営実態

- ① 日本語学校開校の目的-ITエンジニアの養成とIT企業への就業
- ◎ アジア諸国から留学生を受け入れ、日本語を学びながら、IT技術を高め卒業後は日本企業に就職できることをめざすもの。日本語を使えないと日本に来るハードルは高い。日本語を学びながら優秀な技術力を持った外国人の人材確保にある。労働力の補てんではない。
- ◎ 入学期間は1年半。日本語習得とITエンジニア養成を行ない、IT企業への就業を目標として研修を積む。
- ◎ 学生には事前のスクーリングで、日本で働くことを前提にした留学 と説明している。

② 留学生の費用負担は無料

- ◎ 費用は無料。留学生の多くは親が学費を負担し生活費はアルバイトで稼ぐというパターンだが、誰でも応募でき、優秀な学生(大学の成績など)を受け入れるために費用は無料としている。
- ◎ 留学生の就業紹介企業からフィー(報酬)を30%(1回限り)もらっている。年収300万円とすれば90万円のフィーとなる。日本語学校の学費は70~80万円が相場で、フィーで(学校維持運営費は)ペイできるとの判断である。ただし、留学生が自分で仕事を見つける場合もある。働き口を見つけられずに帰国した者は1名。

③ なぜ東南アジアからの留学生受入れか

◎ 当社(JELLYFISH)は、2010年からフィリピン、ベトナム、

インドネシアの3カ国に関連会社があり留学エージェント事業を実施している。

【参考/留学エージェント】

留学したい人の代わりに留学先の手配を代行する代理店、代理人。具体的には、留学先の選定や入学手続き、滞在先のサポート、留学後のキャリア相談など留学に関するサポートを行なう。



令和2年1月24日奥多摩日本語学校学生寮

④ 本年3月で運営休止-留学生の受入れが困難に

◎ 留学生の就労等の問題から入国管理局の留学生ビザ締め付けが厳しくなり、特にもベトナム、フィリピンは厳しい。留学生受入れが困難となっており採算が取れないとの判断し、3月末をもって事業休止する。今後の旧古里中学校の活用については、コミュニテイースクールやロケ撮影地としての貸し出し、民泊(観光客滞在)などを検討している。

3 廃校舎の現状と利活用の課題

(1) 廃校舎の現状

現在、統廃合により利活用されず行政財産として教育委員会が管理している 廃校舎が3校(旧門馬小学校、旧田老第三小学校、旧藤原小学校)あり、行政 財産から普通財産として契約管財課が管理している廃校舎4校(旧川井西小学 校、旧江繋小学校、旧茂市小学校、旧和井内小学校)、体育館1校(旧蟇目中学 校)があります。

この5校については、地域の利用希望もなく市においても利活用の計画がありません。毎年度、少なからず維持管理費の財政負担や、日常的に利用されていないことから劣化の進行が速くなると共に、応急的な修理がされていないことから将来の利活用時に多額の費用がかかる負の遺産、財産となっています。

(2) 利活用の課題

① 市の姿勢

市は廃校舎利活用の庁内検討をしましたが、とりあえず文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」に売却又は賃貸を条件に位置図、平面図、面積のみを登録し、希望者を募集しているのみで、価格、後年度の税負担等が不明であること、廃校舎が存在する地域の現状情報、セールスポイント等情報が不足している。

② 市の体制

所管課は契約管財課で、事業を行う場合には利用できる補助についての問い合わせは産業振興部産業支援センター産業支援係となっている。全庁的な取り組みとなっていない。支援、補助内容がわからない。

③ 立地条件

幹線道路に面する廃校舎もあるが、主に人口減少が進んでいる地域にあり、公共交通の利便性が悪い地域に位置している。

④ 施設の利用

利活用する事業にもよるが、 全体的に施設の面積が大きい。



旧茂市小学校廊下

⑤ 施設の改修費用

利活用する事業にもよるが、建物がコンクリート構造であり、改修費用が大きい。施設が老朽化しており改修費用が大きい。学校施設のため、他業種の利用に係る法的規制があると共に、規制をクリアするには改修費用が大きい。

4 廃校舎の利活用についての提言

(1) 利活用の方針・戦略の策定を

廃校舎等の大規模公共施設の利活用は、市の産業振興施策、地域づくり等の戦略的視点に立った有効活用が図られるべきである。

ついては、一定以上の面積の土地等の市有財産については、利活用に関する基本方針を定め、効果的な利活用について具体的検討を義務付けすべきである。具体的検討にあたっては、地域づくり戦略の視点から地元要望の把握や公共施設の(スポーツ・社会福祉施設等)の導入の必要性の検討、産業振興戦略の視点からの民間貸付・売却、企業誘致等の用地活用など、検討の具体的指針を持ち、有効活用が図られるべきである。

以上のことから、廃校舎を含む大規模な市有財産の利活用については、基本方針と戦略指針を策定するよう提言する。

また、学校は地域コミュニティの拠点として存在し、地域の協力等によって運営されてきたことを踏まえ、廃校利活用では地域の理解が得られる活用に努める必要がある。

ついては、利活用の具体化にあたっては、事前に地域住民説明会を実施し理解 を得ることを必要条件とする等、進め方のシステム構築についても指針等で定め るよう提言する。

(2) 利活用に向け市の体制強化を

廃校舎の利活用は、単に公共施設の利活用にとどまらず、上述のとおり、市の 産業振興施策や地域づくり等の戦略に関わる課題でもある。当市の廃校舎は今後 も増加していくことは確実である。したがって、その利活用は市政運営における 重要課題として認識し、全庁的検討が行われるべき課題であると指摘できる。

市は公共施設再配置計画における各施設の具体的な展開(統廃合、複合化、建 替え、民間活用等)は各所管部署が主体となり具体的推進を図ることを基本に、 平成29年度に設置した公共施設等総合管理計画推進本部(本部長は市長)が、 庁内横断的に個別計画の進捗管理を進めるシステムとしている。

現在、5校の廃校施設利用公募については市有財産管理部署の契約管財課が担当しているが、所管部署が主体的に活用を判断する現状の仕組みは不十分であり、有効活用がなかなか進まない一つの要因となっていると認識する。廃校舎を含め、一定の施設・土地規模を有する公共施設、市有財産の利活用については、全庁的な利活用検討組織とする必要がある。

ついては、公共施設再配置計画の進捗管理を行う総合管理計画推進本部を、利活用検討の機能を併せ持つ組織として見直すことも一つの選択肢とし、全庁的検討組織を設置し利活用に向けたな体制を強化すべきであると提言する。

また、具体的推進に向けて、職員の配置や地域おこし協力隊の活用・任用についても検討するよう併せて提言する。

(3) 利活用の条件整備等について

市は現在 5 校の廃校舎利用希望の募集を行っているが、その募集要項では売却 (一般競争入札)と有償貸付を原則としている。その価格については、「応募のあった利活用希望内容等を市で検討の上、売却又は貸付を進める」とし、具体的な価格要件を明示していない。また、土地及び建物(校舎・体育館)の全活用が応募の前提条件となっている。貸付については、現状有償での貸付とし、施設の改修等整備は利用者負担、貸付期間満了や施設利用中止の場合等は現状復旧返還としている。

売却又は貸付に係る価格条件が明示されていないことは、利活用希望者にとっては条件面での具体性に欠け、価格の妥当性や資金計画等における判断材料がなく、具体的な応募や応募相談に踏み込むことにつながらない問題点を有していると思われる。また、利活用応募の前提条件である土地及び建物の全活用についても、全活用がベストではあるが、中小事業者や新規創業者、NPO等の団体には規模的にも資金的にもハードルが高いと判断される。

応募者や利活用の事業・用途の間口を広げ、サテライトオフィスやテレワーク 等についても活用できるようにすべきである。そのためには施設の部分利活用や 複数事業者による共同利活用などを検討し、具体化することが求められる。

ついては、利活用の推進と具体化に向け次のとおり提言する。

- ①売却又は有償貸付に係る価格条件を明示すること。
- ②公共性及び産業振興に資する利活用や地元地域団体等の利活用については、 無償貸付や減免策を講じること。
- ③施設・建物の全活用だけでなく、施設の部分活用、複数事業者等の共同活用、 複合施設化等も可能とすること。
- ④グランドは、イベントや地域の賑わい・交流創出等にも活用できるよう一時 的貸付も可能とすること。
- ⑤老朽化が著しい廃校舎については、解体による土地売却、有償貸付を検討すること。

(4) 情報発信の強化について

市は「みんなの廃校プロジェクト」に登録するとともに、市ホームページによる廃校利活用希望の募集を行っている。しかし、現在まで応募はなく、一層の積極的情報発信と周知等の取り組みの改善と強化が求められている。

ついては、市内立地企業・団体等への直接周知や市広報等での周知を積極的に 行うとともに、ふるさと会・県人会等も活用した情報発信とネットワーク構築の 取り組み強化を図るよう提言する。

また、市ホームページ掲載の位置図、平面図では不十分・PR不足と考えられることから、場所等がわかりやすい「廃校マップ」を作製することを提言する。

(5) 市の支援策について

廃校利活用における事業者等の費用負担も小さくない。利活用の具体化では施設改修費用がどの程度になるかが大きな課題になると想定される。また、施設改修費に加え、老朽化による費用負担発生等も考えられる。利活用を推進するためには、市としてもこの課題への対応、相談等に向きあうことが重要になる。

廃校利活用の取り組み先進自治体である徳島県三好市では、必要な改修資金を 総務省の「ローカル10,000プロジェクト」制度を県と連携し活用している事例も 見受けられた。当市においても、この制度を含め国、県等の補助、支援制度措置 の把握と調査・研究に努め、利活用応募事業者に対し支援、サポートすべきであ る。また、市独自の支援策についても、検討し具体化すべきである。

(6) 利活用の具体的事例案について

総務常任委員会の各委員から、廃校の具体的活用事例案として下記の意見が出されたところである。市の具体的検討の参考とするよう要望する。

- ①工場用地等産業振興施設の受け皿として活用
- ②宿泊、研修機能を持つ施設として活用 豊富な自然を活かした子どもの体験学習・林間学校等の施設、企業の研修・ 実習施設等
- ③医療・福祉・介護・健康維持施設として活用
- ④ テレワーク、サテライトオフィスの活用誘致
- ⑤ J A との連携によるハウス栽培等の活用、農林水産生産者・事業者と連携 した地産地消の拠点施設
- ⑥災害時の避難施設として活用

5 廃校舎の利活用によるメリット

遊休となっている市有財産を有効活用し、民間活力の導入による一体的整備、民間への貸与、売却等が図られることにより、市の財源確保と市民サービスの向上が期待される。

廃校舎の利活用については、全国の活用事例からも①雇用の創出が図られる事業、②産業振興が図られる事業、③福祉の推進が図られる事業、④人材の育成が図られる事業、⑤地域のコミュニティ・交流が図られる事業、⑥その他、地域の振興に資する事業など、多様な活用が考えられる。

その効果は、地域振興、活性化に寄与するだけでなく、交流人口・関係人口の拡大、地域経済への波及効果など、メリットは大きい。



旧和井内小学校校庭

資 料

市内廃校舎の現状

	基本情報							
施設	延床面積 施	施設	設置	耐震性	敷地面積	借地面積	廃校 年	現状
	(m^2)	構造	年	の有無	(m^2)	(m^2)	4	
旧茂市中学校	2, 214. 6	RC 造	1968	あり	12, 615		2003	行政財産
山火川十十汉	2, 214. 0	IVC 但	1900	<i>α)</i> ')	12,015	_	2003	(玄翁館)
								校舎:行政財
								産(埋蔵文化
旧蟇目中学校	2, 530. 8	RC 造	1984	あり	70, 011	_	2003	財収蔵)
								体育館:普通
								財産
								普通財産
旧刈屋中学校	2, 114. 6	RC 造	1967	あり	12, 493	4, 607	2003	(NPO法人
								に貸付・福祉
								施設)
	0.000.0	0.74	1001	J- 10	11 040		0005	行政財産(北
旧小国中学校	2, 303. 2	S造	1991	あり	11, 349		2005	上山地民俗資 料館分館)
旧愛宕小学校	3, 803. 2	RC 造	1976	あり	_	_	2012	行政財産 (市倉庫)
		>1						
旧川井西小学校	2, 761. 1	RC 造	1986	あり	13, 332		2015	普通財産
旧江繋小学校	2, 112. 1	RC 造	1978	あり	11, 331		2015	普通財産
旧小国小学校	2, 869. 5	木造	1990	あり	9, 797		2015	行政財産
旧小国小子仪	2, 809. 5	小坦	1990	<i>ω</i>) ')	9, 191		2013	(里の駅)
旧茂市小学校	2, 293. 4	RC 造	1989	あり	13, 380	1, 764	2016	普通財産
旧蟇目小学校	2, 597. 4	RC 造	1995	あり	8, 812	1, 315	2016	行政財産
								(市倉庫)
旧和井内小学校	1, 790. 3	RC 造	1968	あり	14, 655	—	2016	普通財産
旧門馬小学校	2, 846. 1	RC 造	1988	あり	18, 361		2017	行政財産
旧田老第三小学校	1, 533. 0	木造	1997	あり	12, 991	422	2019	行政財産
旧藤原小学校	5, 397. 2	RC 造	1969	あり	14, 549	_	2020	行政財産

※施設の基本情報は、宮古市公共施設再配置計画・実施計画(平成28年3月)を、廃校年は宮 古の教育を参考とした。延べ床面積にはプール等の施設も含まれ、また敷地面積は国土調査の結 果等により、総務常任委員会の現地調査の数値と異なっている部分がある。



令和2年12月16日廃校舎の利活用にかかる提言書協議

総務常任委員会委員

委員長 松本尚 美 副委員長 木 村 誠 員 西 村 昭 委 委 員 鳥 居 晋 委 竹 花 邦 彦 員 員 田中 委 尚 工 藤 小百合 委 員